

避難対策等検討会議開催要綱

(開催)

第1条 災害種別ごとの避難対策等について、広島市防災会議の構成機関である国等の防災関係機関の実務責任者等と意見交換を行い、地域防災計画に反映させるため、避難対策等検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 会議において、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 災害種別ごとの避難対策に関すること。
- (2) その他地域防災計画の見直しに関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が就任を依頼する。

- (1) 防災関係機関の実務責任者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 会議において、市長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、危機管理担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月14日から施行する。